

令和5年度 日本・韓国青年親善交流事業（日本青年韓国派遣）（第34回） 二次募集応募要領

本事業は、日本と韓国の青年の交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による社会貢献活動に寄与することを目的としております。

1 事業の構成及び内容

日本韓国青年親善交流事業は、日本と韓国の両国が共同して実施するもので、日本青年等（30名）を15日間韓国に派遣する「日本青年韓国派遣」（韓国政府が招へい）と韓国青年等（30名）を日本に15日間招へいする「韓国青年日本招へい」（日本政府が招へい）、日本派遣青年に対する研修（合宿及びオンラインによる事前研修、出発前研修及び帰国後研修）、日本派遣青年が行うオンラインによる事業報告会によって構成されます。

本募集は「日本青年韓国派遣」について行うものです。

(1) 日本青年韓国派遣

- ①派遣期間：令和5年10月18日（水）～11月1日（水）の15日間
- ②派遣人数：30名（団長1名、副団長2名、渉外2名及び日本派遣青年25名）
- ③訪問地：ソウルの他2～3都市（予定）

(2) 日本派遣青年に対する研修

日本青年韓国派遣の効果を最大限に高めるため、日本派遣青年等に対して、東京都内等において、以下の研修を実施する。

①事前研修

本事業の趣旨、内容及び韓国についての理解を深め、日本派遣青年等としての心構えや韓国における活動の基本を習得するとともに、ディスカッションテーマにかかる理解を深め、出発前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にすることを目的として実施するもの。

②出発前研修

韓国における諸活動の最終準備と確認等を行うことを目的に実施するもの。

③帰国後研修

事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえ、事業終了後に諸活動を開始するための手法等の習得をさせることを目的として実施するもの。

(3) オンラインによる事業報告会【使用言語：日本語】

①日本派遣青年の報告

派遣プログラムで得られた成果等について報告

②一般青少年との意見交換

日本派遣青年と一般の青少年による青年国際交流の在り方についての意見交換

③令和6年度の事業概要説明

令和6年度の日本・韓国青年親善交流事業の概要を説明

④全体発表会

ディスカッション等で得られた成果について発表

2 開催日時

① 事前研修

令和5年7月5日（水）～8日（土）（合宿形式）（4日）

令和5年7月15日（土）、22日（土）各日3時間程度（オンライン形式）（2日）

② 出発前研修

令和5年10月16日（月）、17日（火）（2日）

③ 日本青年韓国派遣

派遣期間：令和5年10月18日（水）～11月1日（水）の15日間

④ 帰国後研修

令和5年11月2日（木）、3日（金・祝日）（2日）

⑤ オンラインによる事業報告会

令和6年2月（予定）（1日）

※諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

3 募集人数

日本参加青年 25名

4 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 令和5年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。
- (3) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者。
- (4) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (5) 韓国に対して関心と理解があること。
- (6) 語学力
訪問国の公用語（韓国語）により簡単な日常会話ができる者が望ましい。
※公用語ができなくても選考試験で不利になることはない。
- (7) 事前研修、出発前研修、派遣プログラム、帰国後研修及びオンラインによる事業報告会の全日程に参加できる者であること
- (8) 国際協力等に高い参画意欲を持ち、事業終了後もその経験をいかして国際協力活動、国際的な社会貢献活動等を活発に行うことが期待できる者であること。
- (9) 自らの負担でオンライン研修等に必要な機材（パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等）を準備できる者であること。

- (10) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応（ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検査など）について協力できること
- ※日本入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応を求める可能性があります。

5 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者
- (2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

※令和2年度以降に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した者は、応募は可能です。

※令和4年度に内閣府が実施した「世界青年の船事業（ハイブリッド）」及び「国際社会青年育成事業（ハイブリッド）」に参加した者は、応募することはできません。

6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2023.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行わせていただきます（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 健康診断書（様式自由、令和5年1月以降に受診の上作成されたもの）を参加申込書に添付してください。

※ 書類選考の合否判定については令和5年5月24日（水）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載された E-mail アドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接を5月27日（土）～6月5日の間で実施予定、なお日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については6月13日（火）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

参加申込書提出の締切：令和5年5月22日（月）12時（正午）

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、4に記載する応募要件等を満たし、事前研修、出発前研修、派遣プログラム、帰国後研修及びオンラインによる事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします（参加申込書に所定欄があります。）。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前研修以降に開催される全日程に参加しなかった場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

8 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

9 その他

(1) 参加費：6万円程度（見込み）※現金及び振込による事前徴収

- ① 研修費（事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る宿泊費）
- ② 渡航に要する往復航空運賃のうち、2万円
- ③ 海外旅行保険加入費

(2) 上記の参加費の他、以下の経費については各参加者のご負担となります。

- ① 事前研修に参加するための往復旅費
- ② 研修費（事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る食費（実費））
- ③ 旅券発行手数料
- ④ 研修及び韓国国内活動期間中における疾病、事故等による治療費及び入院料等の経費並びに7により本事業に参加する資格を取り消された場合の帰国に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合、及び日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他団長がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。
- ⑤ 往復航空運賃のうち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用、その他個人的経費
- ⑥ オンライン形式による事前研修等に必要な通信機器及び通信料

(3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(4) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください(詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します)。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む)に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等(配偶者を除く)から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人(配偶者や子どもがいる場合は含む)のみとなります。

(5) 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前研修、出発前研修、派遣プログラム、帰国後研修及びオンラインによる事業報告会の全日程に参加しなかった場合、その他参加青年として不相当と認められる行動があった場合には交付いたしません。

(6) 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。

内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYE0)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYE0 ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです。

(各県 IYE0 への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)